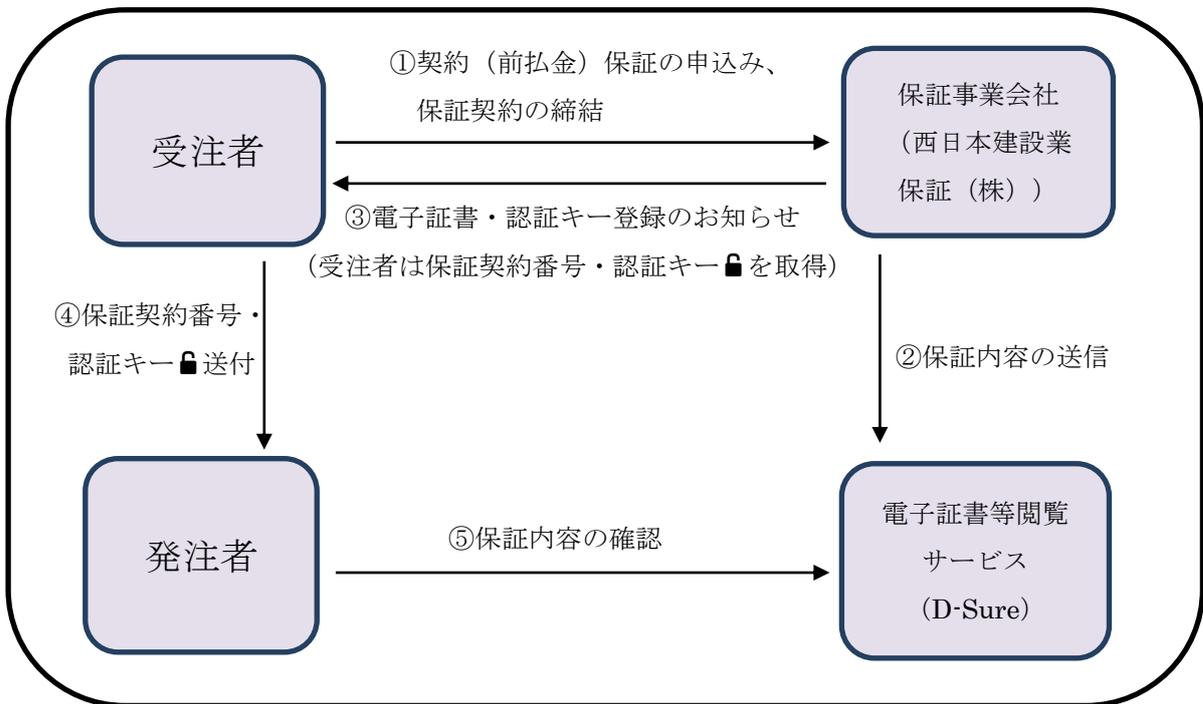


電子保証の仕組み及びフロー



① 受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）へ保証申込みを行い、電子保証契約を締結する。

② 保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス（以下「D-Sure」という。）に電子証書をアップロードする。

③ 受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要な「電子契約番号」及び「認証キー」（以下「保証番号等」という。）を取得する。

④ 受注者は、保証番号等を、電子メールにより発注者（担当課メール）に提出する。

提出先	発注者	担当課	メールアドレス
市長部局	新居浜市副市長	契約課	keiyaku@city.niihama.lg.jp
上下水道局	新居浜市長	企画経営課	keiei@city.niihama.lg.jp
港務局	新居浜港務局委員会委員長	港湾課	kouwan@city.niihama.lg.jp

※メールの標題は、工事番号、受注者名及び保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）を組み合わせたものとし、受注者は提出後、発注者に到達確認の電話を行う。
（標題例）道整第〇号_株式会社〇〇建設（契約保証）

⑤ 発注者は、提出された保証契約番号をもとに、D-Sure にアクセスし、保証内容を確認する。